

むつ市農業委員会第711回総会議事録

1. 開催日時 26年8月15日(金) 午前10時50分から午前11時50分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A
3. 出席委員(29名)

議席	役職名	氏名
1	農業委員	北川岩男
3	〃	杉山重一
4	〃	菊池秀藏
5	〃	坂本正一
6	〃	畑中光政
7	〃	蛭名修一
8	〃	柏谷均
9	会長	立花順一
10	農業委員	鴨田輝雄
11	〃	菅原靖博
12	〃	工藤輝雄
13	〃	村口鉄雄
14	〃	野里岩雄
15	〃	嶋影秀子
16	〃	向川則勝
17	〃	林忠久
18	〃	小林義顯
19	〃	柳澤都市秋
20	〃	福永忠雄
21	〃	藤澤伊三郎
22	〃	村口利光
23	〃	杉山武美
24	〃	本山日満夫
25	〃	柴田峯生
26	〃	中嶋寿樹
27	会長職務代理者	畑中重宏
28	農業委員	板井弘已
29	〃	立花幸雄
30	〃	水戸隆璽

4. 欠席委員（1名）

議席	役職名	氏名
2	農業委員	青木明

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項 農地の転用事実に関する照会について
農業生産法人報告書の届出について

6. 会議に従事した職氏名

局長 工藤初男
次長 一家隆雄
主任主査 川村利之
主事 坪谷春花

7. 会議録署名委員

5番 坂本正一 6番 畑中光政

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主事 坪谷春花

9. 会 議 の 概 要

議長

ただいまから、むつ市農業委員会第711回総会を開催いたします。
ただいまの出席委員は、30名中29名で定足数に達しております。
本日、2番青木委員が都合により、欠席の旨通告がありましたので
ご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、5番坂本委員、6番畑中光政委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の坪谷主事を指名いたします。

日程第2、会期の決定を行います。

本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請2件についてを、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてをご説明いたします。

受付第1号、申請地は大字奥内字金谷沢32、面積957㎡、売買による所有権移転であります。

申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲渡後も継続して畑として利用するものであります。本件の権利取得により、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査については、8月1日杉山重一委員、坂本委員、菅原委員、事務局により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われま

受付第2号、申請地は大字関根字北関根108番1、面積1,120㎡、贈与による所有権移転であります。

申請地では、同世帯で耕作してきたものであります。譲渡後も継続して畑として利用するものであります。本件の権利取得により、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられま

す。調査については、7月18日蛭名委員、杉山武美委員、畑中重宏委員、事務局により許可申請による調査を行い、同世帯内での農地の移動で、現在の営農状態と変わりはありません、特に問題はないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

坂本委員

受付第1号について調査した結果、農地として一部不適切な部分がありますが顛末書もだされ、農地に復元していくとのことですので、許可相当であると考えます。

議長

議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請3件についてを、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

受付第1号、申請地は金曲一丁目530番4、地目は畑、面積198㎡、店舗併用住宅の建設に伴う転用であります。

申請に至った理由といたしまして、現在借家住まい及び仮店舗で美容室の経営をしておりますが、本申請により店舗併用住宅を新築することで、借家住まい及び仮店舗から脱却するため申請に及んだとあります。

調査については、7月18日菅原委員、工藤委員、事務局において調査した結果、近隣に農地は殆ど無く農業への影響、用途地域も指定された土地であり、建蔽率も基準を超えており、許可要件は満たしているものと考えられます。

受付第2号及び第3号については、一括してご説明いたします。

申請者は、申請地は柳町三丁目113番9、柳町三丁目113番23、地目はいずれも田、面積210㎡、241㎡一般建売住宅兼展示場の建

設に伴う転用であります。

申請に至った理由といたしまして、当申請地付近で建築工事業請負業を営んでおり、付近に住宅展示場を兼ねる建売住宅を建設するため土地を探していたが、当農地以外についても検討はしたものの条件で折り合いがつかず、やむを得ず当申請地を選定し、申請に及んだとのことであります。

調査については、8月31日杉山重一委員、菅原委員、工藤委員、事務局において調査した結果、受付第1号同様、近隣に農地は殆ど無く農業への影響、用途地域も指定された土地であり、建蔽率も基準を超えており、許可要件は満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

菅原委員

現地調査した結果、事務局の説明通り特に問題は無く、許可相当であると判断できます。

議長

議案第2号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、報告事項、農地の転用事実に関する照会等5件、農業生産法人報告書の届出についてがあります。

事務局より、説明願います。

事務局

農地の転用事実に関する照会等、報告事項5件及び農業生産法人報告書についてご説明いたします。

報告第1号申請地大字関根字北関根93番2他1筆、面積合計5,583㎡についてであります。

調査については、7月9日杉山武美委員、蛭名委員、事務局で調査した結果、相当年数以前に植林され伐採はされたが抜根されておらず、農地として著しく復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第2号非農地証明について申請地大畑町佐助川15番1、面積267㎡についてであります。

調査については、7月11日日本山委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、相当年数耕作されておらず原野山林化しており、農地として復元困難で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

報告第3号農地の転用事実に関する照会について、申請地大字関根字水川目424番2他1筆、面積合計9,036㎡についてであります。

調査については、7月18日蛭名委員、杉山武美委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、相当年数耕作されておらず原野山林化しており、農地として著しく復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第4号農地の転用事実に関する照会について、申請地川内町高野川104番55他3筆、面積合計4,416㎡についてであります。

調査については、7月23日村口鉄雄委員、村口利光委員、事務局で調査した結果、相当年数耕作されておらず現地到達できないほど山林化しており、農地として著しく復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第5号農地の転用事実に関する照会について、申請地大畑町上野87番、面積1,431㎡についてであります。

調査については、7月31日畑中光政委員、柏谷委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、相当年数耕作されておらず原野山林化しており、農地として復元困難で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

農業生産法人報告書についてご説明いたします。

農地法第6条第1項により、農業生産法人報告書の届出がありましたので、法人の形態要件、事業要件、構成要件等を確認しましたところ、農業生産法人要件確認書のとおり、適正であることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長

これで、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第711回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 坂 本 正 一

会議録署名委員 畑 中 光 政